

# 第3次安平町男女共同参画基本計画の策定方針（案）

## 1 計画策定の趣旨

令和元年に策定した「第2次安平町男女共同参画基本計画」（以下「第2次計画」という。）の計画期間が令和5年度をもって終了することに伴い、上位計画である「安平町総合計画」やその他個別計画との整合性を考慮するとともに、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び北海道の「第3次北海道男女平等参画基本計画」等を参酌して、今後の男女共同参画社会の実現に向けた「第3次安平町男女共同参画計画（以下「第3次計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画策定の背景

少子高齢化が進み人口減少社会にある中で、まちの活力を維持・活性化させていくためには、性別に関係なく、個性を輝かせ、多様な能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。こうした社会の構築には安平町民のみならず国民全体の意識改革が必要ですが、日本の現状は、世界経済フォーラムが公表している男女格差を測るジェンダーギャップ指数において男女格差の大きな国として毎年下位にランキングされており、令和4年も146か国中116位となっています。また、新型コロナウイルス感染症流行下においては、労働者の雇用機会の減少、外出制限中の家庭における女性への家事労働の負担偏重及びDVや虐待の増加など、性別による固定的な役割分担や男女の雇用の不平等、暴力被害などが顕在化したと言われていています。さらには、大学の医学部において女性の受験生に不利になるような採点制度が採用されるなど、教育の場においても不平等な取扱いが明るみになりました。

そのような中、いわゆる「育児・介護休業法」の改正や「LGBT理解増進法」の成立など新たな法制度への対応、そしてSDGs（持続可能な開発目標）などの国際社会が目指す方向性を踏まえ、多角的に必要な取組みを安平町民にわかりやすく伝える計画とすることが求められています。

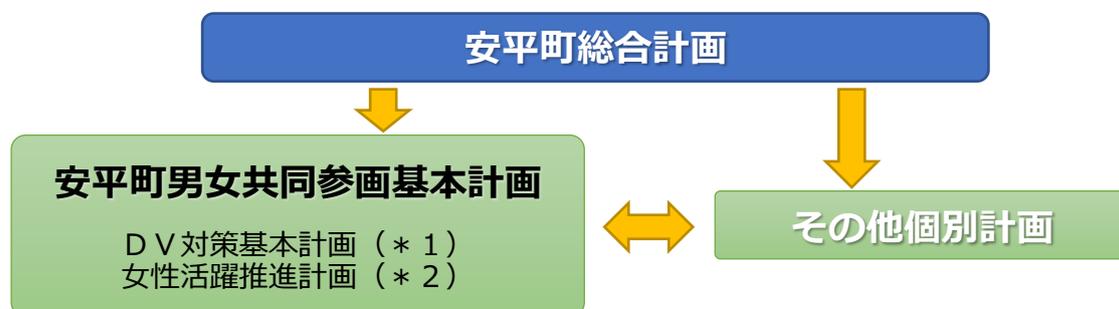
## 男女共同参画に関連する国・道・安平町の主な動き

年	国・道・安平町
平成 11 年 (1999 年)	「男女共同参画社会基本法」施行 (国)
平成 20 年 (2008 年)	改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)」施行 (国)
平成 28 年 (2016 年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 (国) 「北海道女性活躍推進計画 (後に※に編入)」策定 (道)
平成 30 年 (2018 年)	「第 3 次北海道男女平等参画基本計画※」策定 (道)
令和元年 (2019 年)	「第 4 次北海道配偶者防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定 (道) 「第 2 次安平町男女共同参画基本計画」策定 (町)
令和 2 年 (2020 年)	改正「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 (国) 「第 5 次男女共同参画基本計画」策定 (国)

### 3 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づく「市町村男女共同参画基本計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく「市町村基本計画」(\* 1)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づく「市町村推進計画」(\* 2)として位置付けるものです。上位計画である安平町総合計画やその他の個別計画と連携を図りながら推進します。

#### 【安平町男女共同参画基本計画の位置づけ】



## 4 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。ただし、施策項目等については、社会情勢の変化や国及び道などの動向、令和9年度が始期となる「第3次安平町総合計画」と整合性を図ることとし、必要に応じて計画期間の中間年を目安にこの計画の見直しを行うものとします。

## 5 男女共同参画における課題

国、北海道の調査結果や社会情勢等から安平町における男女共同参画に関する課題を次の3つに集約します。

### (1) 男女が認め合い、多様性を尊重するまちづくり

男女共同参画社会の実現には、固定的・潜在的な性別役割分担意識の変革はもとより、男女共同参画を阻害する暴力等を根絶し、人権が尊重され個性と能力を発揮できることが必要です。また、LGBTQ等に対する正しい理解を広げ、性的少数者をはじめ全ての人が自分らしく生きることができるまちづくりを推進することが必要です。

### (2) 女性が活躍できる環境づくり

安平町の審議会等における女性委員の割合は約3割で、国や道と比較しても低くなっており、政治や行政活動に対する女性の参画推進が必要です。また、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境整備やそれらを啓発する取組みが必要となっています。近年は、国が進めるデジタル化や働き方改革の推進により、リモートワークや短時間勤務など働き方や暮らし方に変化が起きており、経済や労働力確保の面でも「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が重要な要素となっています。

### (3) 社会情勢等の環境変化への対応

新型コロナウイルス感染症の影響、人口減少社会の進展と未婚単独世帯の増加、人生100年時代の到来、法律・制度の整備、デジタル化社会、女性の視点からの防災、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流といった大きな課題にも対応することが求められており、多角的に男女共同参画を捉える必要があります。計画の策定に当たっては、こうした多岐に亘る要素があることを踏まえ「着実な実行」と「わかりやすさの向上」を図る必要があります。

## 6 計画の策定方針及び構成

### (1) 策定方針

- ア 第2次計画で掲げた基本理念「個人を尊重する成熟したまちづくり」を継承することを基本とし、評価や課題を踏まえた基本方針及び施策を展開する計画とします。
- イ 第3次計画の着実な実行を図るために、基本方針ごとに代表となる指標及び目標値を新たに設定します。
- ウ 性の多様性、新型コロナウイルス感染症等による社会情勢の変化のほか、改正等が行われた法令や制度を勘案し、SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画とします。

### (2) 構成

#### ア 基本理念

「個人を尊重する成熟したまちづくり」

#### イ 基本方針

基本理念の実現を果たすために、第2次計画の延長線となる基本方針を設定し、安平町の男女共同参画基本計画の継続及びさらなる推進を図ります。

#### ウ 施策の方向

基本方針を具現化する手立てとして、施策の基本的方向を設定します。さらに、それぞれの施策には町及び町民等の取組を示し、わかりやすい計画とします。

※第2次計画の体系・・・これをベースに第3次計画として更新する

【基本理念】

個人を尊重する成熟したまちづくり

【基本方針】

基本方針Ⅰ

男女が互いに個性を  
認め合い尊重し合う

基本方針Ⅱ

性別に関係なく  
社会参画できる

基本方針Ⅲ

地域で支え合い  
安心して暮らせる

【施策の基本的方向】

- ①男女共同参画に向けた意識改革、啓発活動の推進
- ②男女共同参画に向けた教育の推進
- ③人権尊重の意識づくり

- ①政策・方針決定機関への女性参画の推進
- ②男女共同参画に向けた行政の推進
- ③就労の場における環境の整備
- ④男女の仕事と家庭生活の両立の支援

- ①相談・支援体制の充実
- ②生涯にわたる総合的な支援体制の推進
- ③生涯学習の推進、充実
- ④地域における男女共同参画の促進

## 7 町民参画と策定の手法

第3次計画の策定に当たっては、行政改革推進委員会及び町関係課職員による男女共同参画基本計画検討会において検討するとともに、広く町民に意見公募（町民参画推進条例に基づくパブリックコメント）を実施することで多くの皆さんの意見を反映させた計画を策定します。

## 8 策定スケジュール（予定）

令和5年6月	行政改革推進委員会で策定方針（案）の検討
令和5年7月～	男女共同参画基本計画検討会において第2次計画を評価
令和5年10月	男女共同参画基本計画検討会で計画（素案）の検討
令和5年11月	行政改革推進委員会で計画（素案）の検討
令和5年12月	パブリックコメントの実施
令和6年2月	行政改革推進委員会で計画（案）の検討
令和6年3月	計画策定完了
令和6年6月	安平町議会へ行政報告